**誓　約　書**

農地法第３条第１項又は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項により、新規に農業を開始する者及びその世帯員は、次の事項を遵守する。

１　農地法第３条第１項の許可を受けた農地（売買等）の全てについては、許可後３年間は次の行為をしない。

①　処分（売却）等及び使用収益の解約

②　農地転用

２　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項（貸借等）の認可を受けた農地の全てについて、次の行為をする。

①　周辺地域における農用地の農業上の効率的、総合的な利用に協力する。

②　地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ、安定的に農業

経営を行う。

③　農地所有適格法人でない法人においては、役員のうち１人以上の者がその法人の行う

耕作等に常時従事する。

３　隣接地はもとより、近隣者に迷惑をかけないよう、営農に奨励する。

４　農業委員会及び農業委員の指導、勧告等に従う。

上記について遵守することを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

西条市農業委員会

会長　加藤 茂　　　殿

　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　上記の誓約書に従わない場合は、原則として、新たな申請に対する西条市農業委員会の

許可等は行わない。また、当該農地の貸借等を解除する。